

MSA ファクトリー レンタル規約

第 1 条（総則）

本規約は、株式会社 MSA ファクトリー（以下「当社」という）と依頼元との間におけるレンタル契約に適用されます。なお、特別な契約書を別途作成した場合は、その契約書が優先されます。

第 2 条（依頼元）

依頼元とは、当社が発行する見積書の内容を承認の上、発注を行った法人をいいます。依頼元は、レンタル品を第三者に利用させ、または貸与・譲渡・売買・質入等を行うことはできません。

第 3 条（規約の変更）

当社は、レンタル規約の変更内容および変更時期を周知することにより、本規約を変更することができます。変更後の規約は、すべてのレンタル契約に適用されるものとします。

第 4 条（用品の賃貸借）

当社は、依頼元に対しレンタル用品を賃貸し、依頼元はこれを賃借するものとします。

第 5 条（契約の成立）

レンタル契約は、依頼元が当社に発注（レンタルサービスの利用申込み）を行い、当社から承諾の連絡（メール等）が送付された時点で成立します。

当社は、申込み内容を確認の上、場合によってはレンタルサービスの提供時期・期間の調整、または申込みをお断りすることがあります。

第 6 条（レンタル期間）

レンタル期間は、依頼元が申込み時に指定した利用開始日から、利用終了日（返却手続完了日）までとします。利用開始日は、レンタル品が依頼元受入部門に到着した日とします。開始日を過ぎて到着した場合でも、レンタル期間の変更はできません。

依頼元の都合により期間前に返却された場合でも、契約期間分の料金を全額支払うものとします。

第 7 条（料金及び運送費）

利用料金は、当社が発行する見積書に記載されたレンタル料および消費税の合計額とします。

買掛等での支払時は、レンタル品受領日を納入日（検収日）として処理してください。

配送費は当社負担とし、返却時の送料は依頼元負担とします。

返却先は以下の通りです。

株式会社 MSA ファクトリー / MSA Factory Co., LTD

①〒151-0071 東京都渋谷区本町 1-21-1 SH 小林ビル 5F

②〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 1-14-20 光正第二ビル 601

TEL : 03-6276-7873 / FAX : 03-6276-7874

E-mail : info@msa-factory.co.jp

※返却先（①, ②）について不明な場合は、当社担当者へお問い合わせください

第 8 条（用品の引渡し・確認）

当社は、依頼元指定の場所に利用開始日までにレンタル用品を引渡し、依頼元は利用終了日まで返却するものとします。依頼元は、受領後速やかに梱包を開封し、内容・数量・外観等を確認してください。不具合がある場合、直ちに当社へ通知するものとします。受領後 3 日以内に通知がない場合、正常に受領されたものとみなし、その後のクレームは原則受付いたしません。設置サービスをご希望の場合は、見積書発行前にお申し出ください。

第 9 条（責任の範囲・免責事項）

依頼元の責に帰さない事由により用品が正常に作動しない場合、当社は交換または返金にて対応します。返金はレンタル料を上限とし、それ以上の責任は負いません。ご予約品が依頼元に届かなかった場合も同様とします。

以下の場合、当社は一切の責任を負いません。

- ① 依頼元の使用・設置・保管による事故や損害
- ② 使用不能に伴う依頼元の損害
- ③ 配送中の事故による損害
- ④ 使用不能により依頼元に生じた営業上の損害等

当社は、レンタル品が依頼元の目的に適合することや有用性を保証しません。

第 10 条（使用及び保管）

依頼元の不注意による損害は、当社は一切責任を負いません。レンタル用品を第三者に使用させたり、改造・改装することはできません。依頼元は、善良なる管理者の注意をもって使用・保管するものとします。

第 11 条（返却）

依頼元は、期間終了日までに当社指定場所へ返送するものとします。配送業者の指定はありません。著しい汚損がある場合は、整備料を別途請求することがあります。通常の使用に伴う劣化は含みません。

第 12 条（返却遅延）

延長ができない場合に返却が遅れたときは、延長料金または損害分を請求します。無断延長の場合も同様とします。期間満了から 3 日以上連絡がない場合や、本規約違反があった場合、当社は通知なく契約を解除できます。解除後も返却がない場合、延長料金＋違約金（延長料金と同額）を請求します。返却見込みがない場合は再購入価格を請求します。

第 13 条（破損・紛失等）

依頼元の責により紛失・損傷した場合は、修理代または再購入費を賠償いただきます。セット内容の一部を返却忘れの場合、返却されるまでレンタル料を請求します。紛失時は再購入価格を請求します。

第 14 条（予約取消し）

利用開始日の 1 日前以降のキャンセルは下記の手数料を請求します。

利用開始日の前日まで … 無料

発送後 … レンタル料金の 50%＋往復運送料

第 15 条（遅延損害金）

請求金額の支払いが期限を 7 日過ぎた場合、年率 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

第 16 条（契約の解除）

当社は、依頼元に以下の事由が生じた場合、催告なく契約を解除できます。

支払不能や不渡り

差押えや破産・民事再生等の申立

解散や重要な事業譲渡

営業停止処分

本規約違反 等

この場合、依頼元は直ちに用品を返却し、当社は返却を受けるまでのレンタル料・追加料金を請求できます。

第 17 条（協議解決）

本規約またはレンタル契約に関して問題が生じた場合、当社と依頼元は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。